適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂　新旧対照表

（下線部分は改訂部分）

改　訂　案	現　行
4　差止請求関係業務等 （１）他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（法第23条第４項関係） ア～ウ　（略） エ　規則第13条第３項第３号に規定する「成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」とは、当事者間で実質的な合意が成立し、最終的に和解に係る電子調書、調停調書又は仲裁法第38条第３項に規定する決定書に記録又は記載される見込みの内容をいい、差止請求の対象とされた相手方の行為及びこれに関する当事者間の合意の内容及び当該合意の履行を確保する方法に関する事項が含まれていなければならないこととする。	4　差止請求関係業務等 （１）他の適格消費者団体への通知及び内閣総理大臣への報告（法第23条第４項関係） ア～ウ　（略） エ　規則第13条第３項第３号に規定する「成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」とは、当事者間で実質的な合意が成立し、最終的に和解調書、調停調書又は仲裁法第38条第３項に規定する決定書に記載される見込みの内容をいい、差止請求の対象とされた相手方の行為及びこれに関する当事者間の合意の内容及び当該合意の履行を確保する方法に関する事項が含まれていなければならないこととする。